

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	農商工連携事業
行政機関等の名称	鹿島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業部 産業支援課 産業支援係
個人情報ファイルの利用目的	異業種の交流や戦略的な産業施策を行い、市の産業活性化を図る。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 役職、5 口座情報
記録範囲	法人及び個人事業者
記録情報の収集方法	本人からの提供資料
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	☐ 有（ ） ☒ 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 鹿島市役所 政策総務部 DX・ゼロカーボン推進室
	（所在地） 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1
訂正及び利用停止に関する法令の規定による特別の手続等	－

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

様式第 1 号 (第 2 条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業
行政機関等の名称	鹿島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業部 産業支援課 産業支援係
個人情報ファイルの利用目的	地域の資源や特性を活かした特産品づくりを促進し地場産業の振興を図る。
記録項目	1 氏名、2 年齢、3 住所、4 電話番号、5 役職、6 口座情報
記録範囲	法人及び個人事業者
記録情報の収集方法	鹿島市ふるさと納税返礼品開発等支援事業補助金交付申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	☐ 有（ ） ☒ 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿島市役所 政策総務部 DX・ゼロカーボン推進室
	(所在地) 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1
訂正及び利用停止に関する法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)		
行政機関匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備考	—		

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	鹿島市産業活性化施設利用申込受付事務
行政機関等の名称	鹿島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業部 産業支援課 産業支援係
個人情報ファイルの利用目的	活性化施設の円滑な利用調整。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 役職
記録範囲	施設利用者
記録情報の収集方法	鹿島市産業活性化施設（変更）使用許可申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	☐ 有（ ） ☒ 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 鹿島市役所 政策総務部 DX・ゼロカーボン推進室
	（所在地） 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1
訂正及び利用停止に関する法令の規定による特別の手続等	－

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)		
行政機関匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備考	—		

様式第 1 号 (第 2 条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	鹿島市産業活性化施設活動事業
行政機関等の名称	鹿島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業部 産業支援課 産業支援係
個人情報ファイルの利用目的	活性化施設を活用した産業の振興と活性化。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 口座情報
記録範囲	法人及び個人事業者
記録情報の収集方法	本人からの提供資料
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	☐ 有（ ） ☒ 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿島市役所 政策総務部 DX・ゼロカーボン推進室
	(所在地) 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1
訂正及び利用停止に関する法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)		
行政機関匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備考	—		

様式第 1 号 (第 2 条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業
行政機関等の名称	鹿島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業部 産業支援課 産業支援係
個人情報ファイルの利用目的	地場産品等における新規開拓・販路拡大への取組みを支援する。
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 電話番号、5 役職、6 口座情報
記録範囲	法人及び個人事業者
記録情報の収集方法	鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助金交付申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	☐ 有（ ） ☒ 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿島市役所 政策総務部 DX・ゼロカーボン推進室
	(所在地) 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1
訂正及び利用停止に関する法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	鹿島市産業活性化施設海道しるべモニター
行政機関等の名称	鹿島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業部 産業支援課 産業支援係
個人情報ファイルの利用目的	消費者を意識した商品開発を行う環境を整備し、商品開発レベル向上を図る。
記録項目	1 性別、2 年齢、3 住所、4 職業、5 収入、6 家族構成
記録範囲	商品モニター
記録情報の収集方法	本人からのモニター回答
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	☐ 有（ ） ☒ 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 鹿島市役所 政策総務部 DX・ゼロカーボン推進室
	（所在地） 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1
訂正及び利用停止に関する法令の規定による特別の手続等	－

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	